

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
1	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	現在の電力供給会社は、株式会社FPSで、計量日は毎月1日です。
2	各施設について、自動検針装置はついてますか。	仕様書2(4)に記載のとおりです。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書6(1)に記載のとおりです。
5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
6	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	入札金額計算書で使用する単価は税込です。 なお、入札書に記載する金額は税抜です。
7	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか</p> <p>A：基本料金＝契約電力×単価×力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>D:再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>※C・Dについては入札時に含む場合のみ</p> <p>E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切捨て）</p>	<p>入札金額計算書の【記載に関する注意事項】に記載のとおりです。</p> <p>なお、入札時の算定においてはC、Dは含みません。</p>
8	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	入札金額計算書の「入札書記入額」欄に記載のとおりです。
9	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。また、電子請求書について協議可能でしょうか。	落札後に①専用WebページのURL、②債権者が請求情報をアップロードした旨を通知する方法、③改ざん防止のための措置、④請求情報の問合せ先、⑤その他ダウンロードに当たって必要な事項（ID/パスワード等）の確認を行い、真正性が確保されていると判断できれば電子請求書も可能です。
10	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード)	問題ありません。
11	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
12	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
13	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
14	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	承諾します。
15	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)	該当はありません。請求先は宮崎県企業局のみです。
16	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
17	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書3に記載のとおりです。
18	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
19	当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	可能です。
20	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	可能です。
21	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただくことは可能でしょうか。	
22	当該同意書をご提出いただくことにより、広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。こちらも問題ございませんでしょうか。(落札後の対応)	
23	入札保証金及び契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、【契約履行証明書】の提出は必須でしょうか。	①入札保証金の免除については入札説明書3の入札参加資格を満たしていれば、提出物は不要です。 ②契約保証金の免除については入札説明書10(2)に記載のとおりです。

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
24	入札保証金及び契約保証金免除について、免除申請に必要な書類をご教示お願いいたします。	①入札保証金の免除については質問23に対する回答①のとおりです。 ②契約保証金の免除については、使用電力量の実績、契約電力、種類、契約日、契約期間、契約の相手方が分かるもの（契約書の写し及び履行証明書）が必要です。また、これらが黒塗りされた場合には履行が確認できないため不可です。ただし、契約の実績が宮崎県との間の契約で、種類と規模をほぼ同じくするものの場合には、履行証明書の提出を省略できます。
25	入札保証金及び契約保証金免除について、提出のタイミングについてご教示お願いいたします。また免除可否の審査結果について、ご通知いただけますでしょうか。	①入札保証金の免除については質問23に対する回答①のとおりです。 ②契約保証金の免除については、書類は契約締結日までに提出が必要です。 ③免除の可否については契約締結前に通知します。
26	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	入札説明書13(3)に記載のとおり、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければなりません。 ただし、契約締結日を指定日内にて締結すれば問題ありません。
27	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	予定はありません。
28	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	施設内の工事等の予定はありません。 なお、仕様書3に記載のとおり、一般送配電事業者の送電線工事は予定されています。
29	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	了承します。
30	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	当日に落札者に対してのみ電話で連絡を行い、後日、県庁ホームページで開札結果を公表します。公開内容は、落札者が決定した場合は予定価格、落札者、落札額、応札者及び応札額の予定です。
31	参加資格決定通知は発行されますでしょうか。	入札参加資格確認通知書を送付します。
32	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。
33	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①九州電力送配電株式会社 ②09

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
34	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等がございますか。	質問4に対する回答のとおりです。
35	自家発補給電力の契約はありますか。	質問3に対する回答のとおりです。
36	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	特別高圧受電のため、契約電力に関わらず「協議制」となります。
37	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	仕様書2(2)アに記載のとおりです。
38	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
39	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	電子請求書（質問9に対する回答の条件を満たすもの）であれば、紙の請求書は不要です。
40	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
41	現在の計量日をご教示ください。	質問1に対する回答のとおりです。
42	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	
43	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	質問15に対する回答のとおりです。
44	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能ですでしょうか。	対象施設は1箇所のみです。
45	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	質問2に対する回答のとおりです。

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
46	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議は可能ですが、応じられない場合もあります。
47	入札書と内訳書につきまして、割印、ホチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書・入札金額計算書それぞれに代表者印の押印がある場合は、ホチキス止め・袋とじ・割印は不要です。郵送方法については入札説明書6(5)に記載のとおりです。
48	入札金額計算書の注意事項に「基本料金の計算（契約電力×単価×力率修正率（0.85））は変更できないものとする。」と記載がございますが、“請求時”の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	了承します。
49	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	質問7に対する回答のとおりです。
50	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	入札書と入札金額計算書についてはWord又はExcel形式のファイルを県庁ホームページに掲載しております。その他の書類については県庁ホームページに掲載している様式で作成してください。
51	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	仕様書3に記載のとおりです。

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
52	<p>①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	<p>①了承できません。</p> <p>②電気需給契約書（案）第3条第2項に基づき協議を行います。</p>
53	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	可能ですが、入札においては燃料費等調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない額を記載する必要があり、契約後に入札で決定した料金単価に燃料費等調整額相当分を含めて請求することはできません。
54	燃料費調整額につきまして、みなし小売電気事業者の約款【標準供給条件(2023年10月1日実施)料金表(高圧・特別高圧)】に記載されている算定諸元を用いて計算いたしますが、よろしいでしょうか。	算定諸元は、最新の標準供給条件を参照する必要があります。
55	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	質問30に対する回答のとおりです。
56	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	了承します。
57	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	電気需給契約書（案）第3条第2項に記載のとおりです。
58	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	了承します。

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
59	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	辞退届は必要ありません。2回目の入札時に「辞退」と記入の上、応札してください。
60	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	質問26に対する回答のとおりです。
61	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	質問18に対する回答のとおりです。
62	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	不可です。
63	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。	/
64	仕様書に標準電圧「60,000V」契約電力は「408kW」と記載がございましたが、本案件は特別高圧の契約で間違いないでしょうか。	特別高圧の契約です。
65	入札保証金及び契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	質問24、25に対する回答のとおりです。
66	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	質問5に対する回答のとおりです。
67	入札説明書に入札書の郵送方法について、書留郵便に限ると記載がございましたが、簡易書留でお送りしても問題ございませんでしょうか。	可能です。

質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気																														
	質問内容	回答																												
68	入札金額を計算する際の予備電源は「420kW」でお間違いありませんか。	420kWです。																												
69	時間帯区分（ピーク・昼間・夜間）の記載がありますが、九州エリアにおける実務を踏まえ、時間帯別単価ではなく季節別または、契約後燃料費等調整額を請求しないプランでの設定は可能でしょうか。	①時間帯別単価ではなく季節別単価での契約も可能です。 ②燃料費等調整額を請求しないプランの設定については、質問53に対する回答のとおりです。																												
70	契約開始と同時に契約電力変更がありますか。	変更の予定はありません。																												
71	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、工事内容を教えてください。	質問27、28に対する回答のとおりです。																												
72	契約において燃料費等調整額が適用される場合、入札単価算出に用いた現行の燃料費等調整の算定諸元（算定に用いる数値および算定式）は契約期間満了まで適用される認識で相違ないかご教示ください。	質問52に対する回答のとおりです。																												
73	契約単価については、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送料金(送配電ネットワーク利用料)を含むため、これらの料金に改定があった場合には、同額分の増減を基本料金単価および従量料金単価に反映する見直しを行うことについて、ご同意いただけますでしょうか。	質問57に対する回答のとおりです。																												
74	仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	根拠資料を提出します。																												
75	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。 最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	①現在の契約電力は408kWです。 ②直近12か月分の最大需要電力は以下のとおりで、最大需要電力の実績は契約電力未満です。 <table border="1" data-bbox="901 1527 1228 1928"> <thead> <tr> <th></th> <th>最大需要電力 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>常用電力</td> </tr> <tr> <td>R7.5</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>R7.6</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>R7.7</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>R7.8</td> <td>402</td> </tr> <tr> <td>R7.9</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>R7.10</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>R7.11</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>R7.12</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>R8.1</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>R8.2</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>R8.3</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>R8.4</td> <td>372</td> </tr> </tbody> </table>		最大需要電力 (kW)		常用電力	R7.5	366	R7.6	366	R7.7	384	R7.8	402	R7.9	396	R7.10	252	R7.11	252	R7.12	252	R8.1	366	R8.2	253	R8.3	396	R8.4	372
	最大需要電力 (kW)																													
	常用電力																													
R7.5	366																													
R7.6	366																													
R7.7	384																													
R7.8	402																													
R7.9	396																													
R7.10	252																													
R7.11	252																													
R7.12	252																													
R8.1	366																													
R8.2	253																													
R8.3	396																													
R8.4	372																													

## 質問回答書

調達物件の名称： 宮崎県企業局北部管理事務所で使用する電気		
	質問内容	回答
76	協議制の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	①超過した契約電力で契約します。 ②契約単価の変更には応じられません。
77	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	①契約電力を超過した場合の手続きは、電気需給契約書（案）第7条に記載したとおりです。 ②その場合、契約単価の変更には応じられません。
78	質問回答書No.48について、弊社の“請求時”の基本料金の算定方法について「了承します」とご回答がございましたが、入札金額を算定する際は入札金額計算書に記載の「基本料金の計算（契約電力×単価×力率修正率（0.85）」こちらの式で算出する必要がございますでしょうか。	質問5に対する回答のとおりです。
79	上記の質問につきまして、入札金額算出時も弊社の算定方法を適用する必要がある場合、入札金額計算書の修正、追加を行っても問題ございませんでしょうか。	入札金額計算書【記載に関する注意事項】の※4に記載のとおりです。
80	問9の回答につきまして、 【紙請求書による特別対応について】 電子請求書のご対応が不可能になる際は紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご了承くださいませでしょうか。	了承します。
81	問31の回答につきまして、参加資格決定通知の発行方法・発行日も合わせてご教示お願いできますでしょうか。	一般競争入札参加申出書を受理後2営業日以内を目途に、入札参加資格確認通知書をメール及び郵送で発送します。